

**良質な堆肥を
ぜひご利用ください**



三春町堆肥センターでは、畜産農家から収集した家畜排せつ物を攪拌機で発酵させて、良質な有機質堆肥を生産しています。

野菜や水稲等あらゆる作物に安心して使用できる堆肥のため、農業者や家庭菜園などに幅広く利用されています。

堆肥は、三春の里田園生活館で10詰あたり4000円で販売しているほか、1トあたり4,000円（1トから注文可）で町内在住者にはダンブによる無料配送も行っています。ぜひ、ご利用ください。

問 三春の里田園生活館
☎0247-62-8010

**マイナ保険証利用時は
有効期限の確認を忘れず！**

健康保険証としてご利用いただいている、マイナンバーカードの電子証明書には有効期限

があります。有効期限が切れてしまった場合でも、3か月間は引き続きマイナ保険証として利用できます。更新をしないまま有効期限が切れ3か月が経過した場合、マイナ保険証の利用登録が解除され、資格確認書が交付されます。医療機関等の受診ができなくなることはありませんので、ご安心ください。



問 マイナンバーカード
総合フリーダイヤル

☎0120-95-0178

▼ 電子証明書の更新について

住民課 住民グループ
☎0247-62-8126

▼ 資格確認書の交付について
住民課 国保年金グループ
☎0247-62-2147

**原発事故の賠償に
納得できていない方へ**

文部科学省に設置された原子力損害賠償紛争解決センターでは、東京電力への損害賠償請求について和解の仲介を行っています。

★平日夜間・土曜窓口の開設

平日昼間に時間を取れない方のための窓口を開設します。

▼開設日 来年3月まで
▽奇数月 第1水曜日
午後4時～8時

▽偶数月 第1土曜日
午後1時～5時
無料で弁護士等と話すことができ、その場で申立ても可能です。

▼利用方法

▽福島事務所へ来所
▽電話・オンライン

問・申

原子力損害賠償紛争解決センター 利用予約窓口
☎024-941-0164

▼受付時間 平日
午前10時～午後4時

税金・年金

**令和7年度
後期高齢者医療保険料**

令和7年度後期高齢者医療保険料の計算方法は次のとおりです。保険料額決定通知書は8月中旬に送付します。



▼保険料の計算方法(令和7年度)
年間保険料＝均等割額(45,900円)＋所得割額(賦課のもととなる所得×8.98%)
※「賦課のもととなる所得」とは、前年の総所得金額、および退職所得以外の分離課税の所得金額の合計から、基礎控除額(最大43万円)を控除した金額です。

▼保険料の軽減
4月1日を基準日とした世帯状況における、同一世帯内の被保険者と世帯主の所得に応

じて均等割額が軽減されます。詳しくは町HPまたは8月中旬に送付する保険料額決定通知書をご覧ください。

問

▼保険料について

税務会計課 課税グループ
☎0247-62-8127

▼給付について

住民課 国保年金グループ
☎0247-62-2147

**個人事業税の納期は
9月1日です**

個人事業税とは、事業を営んでいる個人に課税される県の税金です。今年度の第1期分の納期限は9月1日(月)です。県中地方振興局 県税部から送付される納税通知書により、納期限までに金融機関で納めていただくか、e-L・QRを利用した電子納付をお願いします。また、預金口座から振替納税をする方法もありますので、御希望の方は口座振替を希望する金融機関へお申出ください。新たに口座振替を申込みされた場合は、第2期分(12月1日納期限)からの取り扱いとなります。

問 福島県中地方振興局

県税部 課税第一課
事業税チーム
☎024-935-1251

広告欄